

## 講師について

## 第1 留意事項

## 1 担当科目数

- ・同一の講師が担当できる科目は1研修において3科目以内とする。  
ただし、関連する講義と演習を同一の講師が担当する場合はあわせて1科目と数える。

## 2 講師の技量

- ・講義科目については、質疑応答できる技量を有する者であること。
- ・演習科目については、事例検討において指導・助言できる技量を有する者であること。
- ・大学・短期大学・介護福祉士養成校等において各科目の内容を講義している者は、各科目の講師に適しているものと認める。

## 第2 各課程の講師基準について

◎重度訪問介護従業者養成研修課程  
(基礎研修課程)

科 目	時間数	講 師
1 講義	3	
1) 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、利用者の生活実態と心理に関する知識を有する者 例 社会福祉士・介護福祉士 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 理学療法士・作業療法士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者
2) 基礎的な介護技術	1	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、介護経を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 重度訪問介護従事者
2 実習	7	
1) 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	5	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 重度訪問介護従事者
2) 外出時の介護技術に関する実習	2	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 重度訪問介護従事者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師
合 計	10	

## (追加研修課程)

科 目	時間数	講 師
1 講義	7	
1) 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	関係する医学や在宅看護に関する知識を有する者 例 医師 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者
2) コミュニケーションの技術に関する講義	2	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、介護経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 重度訪問介護従事者
3) 緊急時の対応及び危険防止について	1	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、介護経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師
2 実習	3	
1) 介護サービス提供現場での実習	3	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 重度訪問介護従事者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師
合 計	10	

## (統合課程)

科 目	時間数	講 師
1 講義	1 1	
1) 重度の肢体不自由者（児）の地域生活等に関する講義	2	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、利用者の生活実態と心理に関する知識を有する者 例 社会福祉士・介護福祉士 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 理学療法士・作業療法士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者
2) 基礎的な介護技術	1	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、介護経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 重度訪問介護従事者
3) コミュニケーションの技術に関する講義	2	利用者の障害、疾病に関する知識を持つとともに、介護経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 重度訪問介護従事者
4) 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	医師、保健師、看護師、助産師（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める喀痰吸引等研修において講師の経験がある者（実地研修を含む））
5) 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	医師、保健師、看護師、助産師（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める喀痰吸引等研修において講師の経験がある者（実地研修を含む））
II 演習	1	
1) 喀痰吸引等に関する演習	1	医師、保健師、看護師、助産師（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則に定める喀痰吸引等研修において講師の経験がある者（実地研修を含む））
II 実習	8. 5	
1) 基礎的な介護と重度肢体不自由者とのコミュニケーションの技術	3	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 重度訪問介護従事者
2) 外出時の介護技術に関する実習	2	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 指定居宅介護事業所サービス提供責任者 重度訪問介護従事者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師
3) 介護サービス提供現場での実習	3. 5	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 介護福祉士 重度訪問介護従事者 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師
合 計	20. 5	

(行動障害支援課程)

科目名	時間数	目的
I 講義	6. 5	
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1. 5	強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と支援に関する実務経験を有する者 例 ・ 医師 ・ 保健師、看護師 ・ 臨床心理士、精神保健福祉士 ・ 社会福祉士、介護福祉士 ・ 行動援護サービス提供責任者 ・ 行動援護従事者養成研修修了者 ・ 国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・ 知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	強度行動障害に関する障害福祉サービス及び強度行動障害支援の実務等に関する知識を有する者 例 ・ 保健師、看護師 ・ 臨床心理士、精神保健福祉士 ・ 社会福祉士、介護福祉士 ・ 行動援護サービス提供責任者 ・ 行動援護従事者養成研修修了者 ・ 国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・ 知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
II 演習	5. 5	
1 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	強度行動障害に関する障害福祉サービス及び強度行動障害支援の実務等に関する知識を有する者 例 ・ 保健師、看護師
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	・ 臨床心理士、精神保健福祉士 ・ 社会福祉士、介護福祉士 ・ 行動援護サービス提供責任者 ・ 行動援護従事者養成研修修了者
3 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1. 5	・ 国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・ 知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
合計	1 2	

◎同行援護従事者養成研修

(一般課程)

科目名	時間数	講師
I 講義	12	
1 視覚障害者（児）福祉サービス	1	関係する法令及び制度に関する知識を有する者 例 社会福祉士・介護福祉士・相談支援専門員 福祉・看護系の大学、介護福祉士等養成校の教員 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
2 同行援護の制度と従業者の業務	2	関係する法令及び制度に関する知識を有する者 例 社会福祉士・介護福祉士・相談支援専門員 福祉・看護系の大学、介護福祉士等養成校の教員 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
3 障害・疾病の理解①	2	利用者の障害・疾病等に関する知識を有している者 例 医師 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
4 障害者（児）の心理①	1	利用者の障害等に関する知識を持つとともに、介護経験を 生かした指導が可能な者 例 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 介護福祉士 臨床心理士 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
5 情報支援と情報提供	2	利用者の障害等に関する知識を持つとともに、介護経験を 生かした指導が可能な者 例 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 介護福祉士 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
6 代筆・代読の基礎知識	2	利用者の障害等に関する知識を持つとともに、介護経験を 生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
7 同行援護の基礎知識	2	利用者の障害等に関する知識を有している者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
II 演習	8	
1 基本技能	4	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
2 応用技能	4	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
合計	20	

## (応用課程)

科目名	時間数	講師
I 講義	2	
1 障害・疾病の理解②	1	利用者の障害・疾病等に関する知識を有している者 例 医師 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
2 障害者（児）の心理②	1	利用者の障害等に関する知識を持つとともに、介護経験を 生かした指導が可能な者 例 在宅福祉サービスに関わる保健師・看護師 介護福祉士 臨床心理士 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
II 演習	10	
3 場面別基本技能	3	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
4 場面別応用技能	3	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
5 交通機関の利用	4	介護技術に精通し、経験を生かした指導が可能な者 例 視覚障害者の支援に携わる者（保健師、看護師、介護 福祉士、ホームヘルパー等） 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修修了者
合計	12	

◎行動援護従事者養成研修課程

科目名	時間数	講師
I 講義	10	
1) 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と支援に関する実務経験を有する者 例 ・医師 ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
2) 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	強度行動障害に関する障害福祉サービス及び強度行動障害支援の実務等に関する知識を有する者 例 ・保健師、看護師 ・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
3) 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3	強度行動障害支援の制度に関する知識を有し、強度行動障害を有する者に対し適切な支援計画を作成できる者 例 ・保健師、看護師
4) 強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5	・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士 ・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者 ・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
II 演習	14	
1) 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	強度行動障害を有する者の障害特性及び支援技術に関する知識と支援に関する実務経験を有する者 例 ・保健師、看護師
2) 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	・臨床心理士、精神保健福祉士 ・社会福祉士、介護福祉士
3) 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	・行動援護サービス提供責任者 ・行動援護従事者養成研修修了者
4) 障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	・国立のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）指導者研修の修了者 ・知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に従事する者
5) 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	
6) 記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	
7) 危機対応と虐待防止に関する演習	1	
合計	24	